

宮城県公報

令和8年4月14日（火）
定期第689号

目次

告示

- 公印の改刻（県政情報・文書課）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（森林整備課）

公告



- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（森林整備課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

宮城県告示第329号

次のとおり公印を改刻した。

令和8年4月14日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	種 類	用 途	印 影		使用開始 年月日
宮城県仙台保健 福祉事務所長之 印	地方機関長印	一般文書用	新		令和8年 4月1日
			旧		

宮城県告示第330号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年4月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和8年4月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量
令和8年度県有林管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年3月19日
- 4 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
- 5 契約金額
67,430,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 4 月 14 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	岩沼市押分字与奈 43 番 3、44 番 4、44 番 5、45 番 4、46 番、47 番 1、48 番 3、50 番 1、50 番 7、 51 番 1、52 番、53 番 1、53 番 3、54 番 13
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	福島県相馬市中村字宇多川町 17 番地 フレスコ株式会社